

# 議 事 録

## 第 35 回 定 例 総 会

令和2年6月9日

## 太田市農業委員会第35回定例総会議事録

開会日時 令和2年6月9日(火) 午後2時  
 閉会日時 令和2年6月9日(火) 午後2時40分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (16人)  
 1 藤澤武則      4 中村 博正      5 遠坂 修一      6 藤生 博  
 7 吉田 清和      8 牛久保 榮治      9 小林 良孝      10 糸井 敏幸  
 11 岡田 貴男      12 塚越 寶      13 山田 清作      14 高柳 章  
 15 石原 孝志      16 新井 章夫      19 藤本 富久      22 中村 薫

欠席委員 (6人)  
 2 丸山 忠      3 木暮 昌弘      17 清水 由紀江      18 武内 満  
 20 茂木 利子      21 片亀 昌子

出席職員 (8人)  
 鈴木局長 北村次長 高山次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理  
 青木主任 松井主事 大崎主事

会議に付した事項  
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項  
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について  
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について  
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第35回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員16名、欠席の委員6名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、5番 遠坂修一委員 と 6番 藤生博委員 の二人をお願いいたします。

事 務 局 また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。  
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。  
議案書において訂正がございますので、ご報告いたします。  
まず1つ目でございますが、議案書の1ページ、議案第1号、農地法第3条、1番の備考欄でございますが、地区名を「休泊」と記載してございますが、「葦川」へ訂正願います。  
続きまして、2つ目でございますが、議案書5ページの議案第1号、農地法第3条の17番から26番でございます。譲受人の住所地番が「8

ー6」と記載しておりますが、「8ー16」へ訂正願います。これは17番から26番の受人の住所全てでございます。

続きまして、3つ目ですが、議案書11ページ、議案第2号、農地法第4条の17番になります。申請人のお名前が「●●●●」と記載されておりますが、「●●●●」へ訂正願います。

続きまして、4つ目になりますが、議案書18ページ、議案第4号、農地法第5条の19番になります。土地の表示欄におきまして、16筆の各地積が誤記載となっておりますので、机の上にご用意させていただいた資料と差し替えをよろしくお願いいたします。以上でございます。

## 5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は30件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数30件について、朗読し詳細に説明する。

1番 台之郷町の土地 畑 871㎡、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

2番から4番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。原宿町の土地 畑 234㎡ 外2筆 計1,466㎡、農地を譲り受け、農業に精進したい。

5番 東今泉町の土地 田 2,268㎡、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

6番 岩松町の土地 畑 70㎡、道路で分断されている農地を市から払い下げを受け、有効活用を図りたい。

7番から16番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。備前島町の土地 畑 978㎡ 外15筆 計11,972㎡、営農型太陽光発電施設の下部農地を借り受け、営農主体者として耕作に励みたい。

17番から26番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。備前島町の土地 畑 978㎡ 外15筆 計11,972㎡、営農太陽光発電設備を設置するため、区分地上権を設定したい。

27番及び28番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。安良岡町の土地 田 1,092 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,108 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

29番 新田萩町の土地 畑 1,484 m<sup>2</sup>、営農太陽光発電設備を設置するため、区分地上権を設定したい。

30番 大原町の土地 畑 1,366 m<sup>2</sup>、営農太陽光発電設備を設置するため、区分地上権を設定したい。

1番から16番、27番及び28番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、17番から26番、29番及び30番につきましては、営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から5番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 1番を報告させていただきます。譲受人は所有地を管理しており、農機具も所有しておりますので、売買は適法だと協議いたしました。再度のご審議をよろしく願います。

1番委員 続いて、2番から5番について報告いたします。  
番号2番から5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障はなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
再度ご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号6番から16番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

22番委員 6番から16番について、当地区協議会において確認調査書に基づき調査した結果を報告いたします。  
現地を確認したところ、周囲の農地への障害もなく問題ないものとして判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
6番から16番について、再度のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号6番から16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号6番から16番を許可とすることに決定いたします。

番号17番から26番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

議 長 続きまして、番号27番と28番を第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。また、番号27番と28番については、第2地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。なお、番号27番と28番については、13番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いいたします。

(13番委員 退出)

- 15番委員 議案第1号、番号27番、28番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。  
なお、営農型太陽光発電に伴う区分地上権設定の番号29番については、議案第4号で報告となります。
- 9番委員 番号27番、28番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題ないため許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会及び第2地区協議会より、番号27番から  
委員 28番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
議 長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号27番から28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号27番から28番を許可とすることに決定いたしました。山田清作委員は入室してください。  
(13番委員 入室)
- 議 長 続きまして、番号29番及び30番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。  
なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。  
提出件数は24件です。  
事務局より、提案をお願ひいたします。

提出件数 24 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 東金井町の土地 42 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

2 番から 6 番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。東金井町の土地 379 m<sup>2</sup> 外 11 筆 計 5,964 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、埋蔵文化財試掘調査用地として一時転用するものです。

7 番 東長岡町の土地 1,673 m<sup>2</sup>の内 1,523 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

8 番から 12 番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。東今泉町の土地 337 m<sup>2</sup> 外 4 筆 計 8,272 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。埋蔵文化財試掘調査のため一時転用するものです。

13 番から 22 番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。東今泉町の土地 5,695 m<sup>2</sup> 外 20 筆 計 25,148.03 m<sup>2</sup>、農地区分農用地、埋蔵文化財試掘調査のため一時転用するものです。

23 番 安養寺町の土地 66 m<sup>2</sup>、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所尾島庁舎から概ね 500m 以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されま

す。水道管理設用地として転用するものです。

24 番 新田村田町 168 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 317 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし



ます

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番から22番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 1番から7番まで、報告させていただきます。  
議案第2号1番、申請人は、農地法の許可を得ないで知人に駐車場として貸与していたものです。始末書を添付し、転用許可を申請するものです。現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。  
再度のご審議をお願いします。  
続きまして、2番から6番、申請人は5人ですが、目的は同一のため、まとめて報告いたします。  
太陽光発電施設設置のため、文化財試掘を行うのに必要な一時転用申請です。現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。  
再度のご審議をお願いします。  
続きまして、7番、申請人は造園業を営んでおりますが、庭木や庭石を置くために使用していましたが、農地法に触れることが分かり、始末書を添付し、許可申請するものです。現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないことから、許可相当と意見決定しました。  
再度のご審議をお願いいたします。以上です。

1番委員 続いて、8番から12番及び13番から22番について、ご報告いたします。  
こちらはともに埋蔵文化財試掘関係の一時転用ですが、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため許可相当と意見決定しました。  
8番から22番まで、ご審議のほどお願いをいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。  
委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から22番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号23番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 番号23番について報告します。  
地区協議会で基準チェックリストに基づき調査した結果、自己の土地を畑と分筆して水道管を入れ替え、農地を転用するもので、周辺農地への支障も問題ないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号23番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号23番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号24番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 議案第2号、番号24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号24番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号24番を承認とすることに決定いたしま

す。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は2件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地 662㎡について、資材置場用地として許可を得ましたが、計画が頓挫したため、権利を承継するものです。

2番 大原町の土地 225㎡について、一般住宅用地として許可を得ましたが、転居を断念し、権利を承継するものです。  
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の提案について、番号1番から2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号1番から2番について、第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、承認相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は32件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

提出件数 32 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 細谷町の土地 396 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2 番及び 3 番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。上田島町の土地 298 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 499 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

4 番 由良町の土地 366 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5 番 台之郷町の土地 518 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

6 番 台之郷町の土地 226 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7 番 台之郷町の土地 901 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 1,125 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

8 番 台之郷町の土地 1,333 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

9 番 上小林町の土地 366 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

10 番 茂木町の土地 289 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 319 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11 番 東金井町の土地 427 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12 番 東長岡町の土地 502 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、ガス供給施設用地として転用するものです。

13 番 東長岡町の土地 593 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

14 番 龍舞町の土地 299 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地とし

て転用するものです。

15番 龍舞町の土地 480 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 原宿町の土地 92 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

17番 只上町の土地 753 m<sup>2</sup> 外1筆 計771 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

18番 吉沢町の土地 392 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 備前島町の土地 978 m<sup>2</sup>の内6.64 m<sup>2</sup> 外15筆 計11,972 m<sup>2</sup>の内92.28 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

20番 二ツ小屋町の土地 490 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田木崎町の土地 386 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田高尾町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 新田村田町の土地 41 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

24番 新田村田町の土地 3,519 m<sup>2</sup>の内270 m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。農業用施設用地として転用するものです。

25番 新田市野井町の土地 403 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、事務所用地として転用するものです。

26番 新田金井町の土地 411 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 新田萩町の土地 1,484 m<sup>2</sup>の内0.39 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

28番 新田萩町の土地 1,148 m<sup>2</sup> 外2筆 計2,931 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種農地です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

29番 山之神町の土地 245 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

30番 六千石町の土地 324 m<sup>2</sup> 外1筆 計4,762 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

31番 六千石町の土地 902 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するものです。

32番 大原町の土地 1,366 m<sup>2</sup>の内0.40 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案につきまして、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

4番委員 番号1番から4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番を私から報告いたします。  
番号1番は、宅地等に囲まれており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

10番委員 1番を再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。  
2番と3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。  
12番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき

調査した結果を報告いたします。

譲受人は、現在、市内の借家に住んでおりますが、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東及び北は住宅、南と西は市道となっております。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定をいたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号5番から18番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 5番から10番に関して、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をよろしく願います。

続きまして、11番、申請人は親より土地を使用貸借し、自己住宅を新築するものです。現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないことから、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

続きまして、12番、申請人はガス供給業者であり、施設を設置し、ガスの供給安定を目指すものです。現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないことから、許可相当と意見決定しました。

続きまして、13番、申請人は造園業を営んでおり、知人より借りて植木置場として使用していたものです。農地法に触れることが分かり、始末書を添付し、是正するとともに、所有権移転の許可申請です。現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないことから、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。以上です。

9番委員 続きまして、番号14番から15番について、当地区協議会で許可基準

チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

1 番 委 員

続いて、16 番から 18 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、お願いをいたします。

議 長

ただいま、第 2 地区協議会より、番号 5 番から 18 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 5 番から 18 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 5 番から 18 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号 19 番から 20 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、19 番につきましては、議案第 1 号 17 番から 26 番の農地法第 3 条の区分地上権について、併せて報告を願います。

2 2 番委員

19 番、20 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への障害もないため、許可相当と意見決定しました。

また、19 番に関しての営農型太陽光施設に基づく区分地上権設定の議案第 1 号、17 番から 26 番についても許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ただいま、第 4 地区協議会より、番号 19 番と 20 番及び議案第 1 号番号 17 番から 26 番の農地法第 3 条の区分地上権について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 19 番と 20 番及び議案第 1 号番号 17 番から 26 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。



- (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号19番と20番及び議案第1号番号17番から26番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号21番から28番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号27番につきましては、議案第1号番号29番の農地法第3条の区分地上権について、併せて報告願います。
- 15番委員 議案第4号、番号21番から28番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。  
また、番号27番に関連する営農型太陽光発電設置に伴う区分地上権設定の議案第1号、番号29番についても許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号21番から28番及び議案第1号番号29番の農地法第3条の区分地上権について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号21番から28番及び議案第1号番号29番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号21番から28番及び議案第1号番号29番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号29番から32番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号32番については、議案第1号番号30番の農地法第3条の区分地上権について、併せて報告を願います。
- 5番委員 番号29番から32番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。  
また、番号32番に関連する営農型太陽光設置に伴う区分地上権設定の

議案第1号番号30番についても許可相当と意見決定いたしました。  
以上、番号29番から32番について、再度ご審議のほど、よろしくお  
願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号29番から32番及び議案第1号  
番号30番の農地法第3条の区分地上権について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号29番から32番及び議案第1号番号30番を許可とすることに賛  
成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号29番から32番及び議案第1号番号30  
番を許可とすることに決定いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に  
意見聴取した5月分の許可証の取扱いにかかわる太田市農業委員会会  
長専決規程第3条によるものでございます。  
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証  
交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたしま  
す。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に  
ついて、1件提出されております。

内訳につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農  
地転用届出について、16件提出されております。

内訳につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書に  
ついて、提出件数は12件となっております。

内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権  
利取得の届出について、提出件数は11件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議  
委  
議

長  
員  
長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

質問等もないようですので、以上で第35回定例総会を終了いたします。

長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和2年6月9日（火） 午後2時40分